

第75回 国際獣疫事務局（OIE）総会 の概要について

1. 国際獣疫事務局（OIE）による加盟国のBSEステータス認定について
2. 各国BSEステータスに対する我が国のコメント
3. BSEコードの改正について

消費・安全局動物衛生課

平成19年5月23日

農 林 水 産 省

国際獣疫事務局（OIE）による加盟国のBSEステータス認定について

第75回OIE総会が5月20日（日）から25日（金）の日程で、フランス・パリにおいて開催されているところですが、22日の全体会議において、各申請国のBSEステータスについて、科学委員会から示された評価案のとおり決定され、25日に最終的に文書として採択されることとなりましたのでお知らせします。

【各申請国のBSEステータス評価案】

BSEステータス	BSEステータスの申請を行った加盟国
無視できるリスクの国	アルゼンチン、ウルグアイ、オーストラリア、シンガポール、ニュージーランド
管理されたリスクの国	アメリカ、カナダ、スイス、台湾、チリ、ブラジル
不明なリスクの国	なし

連絡先：農林水産省消費・安全局
動物衛生課

代表：03-3502-8111（内線4581）

直通：03-3502-5994

担当：片貝

当資料の農林水産省ホームページ掲載先URL

<http://www.maff.go.jp/www/press/press.html>

各国BSEステータスに対する我が国のコメント

各国の申請書を評価し、BSEのステータスを推奨した科学委員会及びアドホックグループの努力を多とする。動物及びヒトの健康へのリスクがBSEステータス決定の基礎であることを考慮し、我々は以下のようなコメントを提出する。

I 全般的コメント

我々は、国際基準設定手続きにおいて透明性を向上するために、コード委員会報告をウェブサイトに掲載するなど、OIEがその活動について努力していると認識している。加盟国に対するOIEの公式認定の重要性に鑑み、我々はOIEが加盟国や関係者の理解を促し、一層の透明性を確保するよう努力すべきであると考えている。

BSEステータス評価案については、我々は以下のように科学委員会に対し要請する。

- 1) 各国がOIEコードに規定された基準を満たすとした根拠やデータを十分詳細に、科学委員会報告において提示するよう要請する。
- 2) 我々は、基準が不明瞭な場合にも、どのようにして基準を満たすとしたのかを報告書に明らかにするよう、科学委員会に要請する。特に、科学委員会がいくつかの国について「管理されたBSEリスク」と評価すると同時に交差汚染を防止するための飼料規制の強化について助言する場合、第 2.3.13.4 条の「適切なレベルの管理と査察を通じて証明される」という要件を満たすとした根拠について、科学委員会報告書が触れるべきであると考えている。

II 各国の評価案に対するコメント

1. 米国

- 1) 我々は結論の章において、SRMを動物用飼料として利用することを禁止しない限り、国内でBSEの病原体が循環、増幅するリスクは存在することから、米国は動物用飼料からSRMを除くことについて注意深く検討すべきであると助言した科学委員会のコメントを強く支持する。
- 2) 我々は、ステータスの継続にはサーベイランスの継続が必要であるとの観点から、米国は飼料規制条件の管理と査察の状況に加えて、サーベイランスデータの提供が必要とされていることに同意する。
- 3) 米国はできる限り早く、科学委員会の助言に基づいて飼料規制を強化すべきである。また、米国は、飼料規制条件の管理と査察の状況とサーベイランスデータを継続的にOIEに報告すべきである。
- 4) 科学委員会においては、米国から上記3)の報告を受けた後できるだけ早い機会に検討を行い、その議論の具体的な内容を適当な報告書の中で明らかにするよう要請する。

2. カナダ

- 1) 我々は結論の章において、カナダが2007年7月からSRMの動物用飼料への利用禁止を実施する際、管理と査察の枠組みにおいて、サンプリング及び検査について注意深く検討すべきであると助言した科学委員会のコメントを支持する。
- 2) 我々は、ステータスの継続にはサーベイランスの継続が必要であるとの観点から、カナダは飼料規制条件の管理と査察の状況に加えて、サーベイランスデータの提供が必要とされていることに同意する。
- 3) カナダは、飼料規制条件の管理と査察の状況とサーベイランスデータを継続的にOIEに報告すべきである。
- 4) 科学委員会においては、カナダから上記3)の報告を受けた後できるだけ早い機会に検討を行い、その議論の具体的な内容を適当な報告書の中で明らかにするよう要請する。

3. 台湾、ブラジル、チリ

- 1) 我々は、サーベイランスポイントが増加しつつあるものの正式に要求された目標ポイント数に達していないことから、サーベイランスポイントの蓄積傾向を確認するために、これらの国がサーベイランスの詳細について報告すべきであることに同意する。
- 2) コードに明記されたサーベイランス目標ポイントは、ステータスを認定するため最低要件である。要件についての柔軟な取り扱いは、サーベイランスポイント制の制定後3年といった限られた期間にのみ認められるべきである。
- 3) 科学委員会においては、これらの国から上記1)の報告を受けた後できるだけ早い機会に検討を行い、その議論の具体的な内容を適当な報告書の中で明らかにするよう要請する。

BSEコードの改正について

2006年コード	コード改正案	総会の結果
<p>1. 「無視できるリスクの国」の生体牛 (規定なし)</p> <p>2. 「無視できるリスクの国」の肉(無条件物品除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生前事後検査に合格 <p>3. 「無視できるリスクの国」の肉骨粉等 (規定なし)</p> <p>4. 「管理された/不明のリスクの国」の、食品等に利用する骨由来ゼラチン及びコラーゲン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30ヶ月齢超の頭蓋骨(管理されたリスク)、12ヶ月齢超の頭蓋骨および脊柱(不明のリスク)を除外 ・酸又はアルカリ処理など、不活化のための一定の処理行程を経ていること 	<p>1. 「無視できるリスクの国」の生体牛</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母牛及び原産牛群が恒久識別制度によって識別されている ・コホート牛でない ・飼料規制の効果的実施日以降に出生 <p>2. 「無視できるリスクの国」の肉(無条件物品除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生前事後検査に合格 <p>3. 「無視できるリスクの国」の肉骨粉等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼料規制の実施日以前に生まれた牛を原料とする製品は、貿易すべきでない <p>4. 「管理された/不明のリスクの国」の、食品等に利用する骨由来ゼラチン及びコラーゲン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30ヶ月齢超の頭蓋骨(管理されたリスク)、12ヶ月齢超の頭蓋骨および脊柱(不明のリスク)を除外 ・酸又はアルカリ処理など、不活化のための一定の処理行程を経ていること 	<p>1. 「無視できるリスクの国」の生体牛</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>自国産牛で発生がある場合</u> ・<u>コホート牛でないことがわかるように恒久識別制度によって識別されている</u> ・<u>飼料規制の効果的実施日以降に出生</u> <p>2. 「無視できるリスクの国」の肉(無条件物品除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>生前事後検査に合格</u> ・<u>自国産牛で発生がある場合、飼料規制の効果的実施日以降に出生した牛由来</u> <p>3. 「無視できるリスクの国」の肉骨粉等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>自国産牛で発生がある場合、飼料規制の効果的実施日以前に生まれた牛を原料とする製品は、貿易すべきでない</u> <p>4. 「管理された/不明のリスクの国」の、食品等に利用する骨由来ゼラチン及びコラーゲン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>30ヶ月齢超の頭蓋骨(管理されたリスク)、12ヶ月齢超の頭蓋骨および脊柱(不明のリスク)を除外</u> ・<u>酸又はアルカリ処理など、不活化のための一定の処理行程を経ていること</u> <p>総会では骨由来ゼラチンを無条件物品とすることを提案されたが、原料骨に関する条件の変更とともに、1年継続して検討することとなった。</p>
	<p>↑ 変更</p>	